

建築物エネルギー消費性能向上計画認定 (容積率特例)の申請の手引き

令和 7 年 5 月

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課

建築物環境指導担当

電話：052-972-2924（直通） ファックス：052-972-4159

受付場所：住宅都市局 建築指導部 建築指導課 建築物環境指導担当（名古屋市役所西庁舎 2 階）

受付時間：午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

※午後 3 時 30 分の受付終了時間に間に合うよう、午後 3 時までに窓口にお越しいただき、書類の内容確認及び手数料の納付を完了していただくようお願いします。
効率的な事務手続きにご協力をお願いいたします。

申請時期：性能向上計画認定申請は、工事着手前に行う必要があります。

名古屋市 建築物省エネ法ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000121569.html>

名古屋市ウェブサイトのサイト内検索より「性能向上計画認定について」で検索してください。



目次

I 建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度について	3
1 はじめに	3
2 認定申請について	4
3 認定の基準	6
4 認定申請手続き	9
5 認定申請に必要な書類	10
6 認定申請手数料	15
7 認定前取り下げ	18
8 認定後取り止め	18
9 軽微な変更	18
10 軽微な変更(軽微変更該当証明申請書)	18
11 変更認定申請	19
12 完了の報告	19
13 増改築、設備改修	19
14 複数の住宅・建築物による認定	19
15 容積率不算入	20
16 認定と建築確認の前後関係について	21
17 改善命令	21
18 窓口での受付について	21
II 参 考 資 料	22

I 建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度について

1 はじめに

平成 28 年 4 月 1 日に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）（以下、「建築物省エネ法」）が施行され、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下、「性能向上計画認定」）認定制度があります。

性能向上計画認定

省エネ性能の一層の向上に資する建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替若しくは空気調和設備等の設置・改修（以下「新築等」）を行う場合に、省エネ基準の水準を超える誘導基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができます。

認定された建築物は容積率の不算入のメリットを受けることができます。

工事着手前に申請が必要になりますのでご注意ください。

この手引きでは「性能向上計画認定」の内容について説明しています。

2 認定申請について

(1) 認定の単位と「申請の対象とする範囲」

性能向上計画認定は、住宅及び非住宅いずれの用途においても受けることができ、面積などの規模の制限ありません。また、容積率特例を受けるためには建築物全体の認定が必要となります。

「申請の対象とする範囲」は申請書第一面に記載する必要があります。認定の単位と「申請の対象とする範囲」の関係を表1に示します。

また、次頁に「申請の対象とする範囲」の具体例を示しますのでご覧ください。

表1 認定の単位と「申請の対象とする範囲」

認定の単位		申請の対象とする範囲
住宅	戸建住宅	建築物全体
	長屋、共同住宅の住棟	建築物全体
非住宅建築物	非住宅建築物の全体	建築物全体
複合建築物 (住宅と非住宅)	複合建築物の全体	建築物全体
	複合建築物の一部(住宅部分)	複合建築物の住宅部分
	複合建築物の一部(非住宅部分)	複合建築物の非住宅部分

※住戸単位や、テナント単位での認定を受けることはできません。

なお、手数料は申請の対象により異なります。（「**6 認定申請手数料**」参照）

(2) 「申請の対象とする範囲」の図解と具体例

戸建住宅の場合

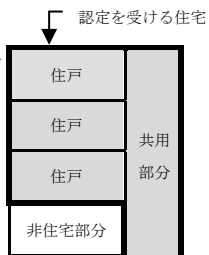
【建築物全体】



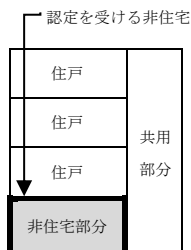
共同住宅を含む複合建築物の場合

* 兼用住宅も複合建築物となります。

【複合建築物
(住宅部分)】



【複合建築物
(非住宅部分)】

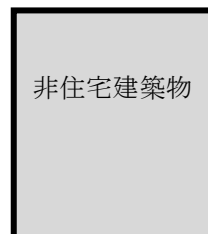


【建築物全体】



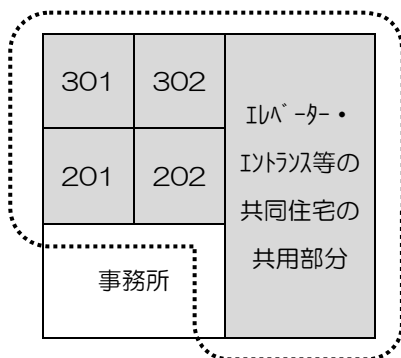
非住宅建築物
の場合

【建築物全体】

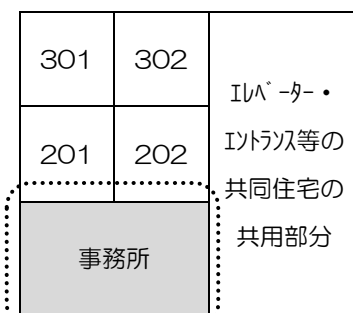


< 住宅を含む複合建築物の場合 >

①複合建築物
(住宅の部分)
の申請



②複合建築物
(非住宅部分)
の申請



③建築物全体
の申請



* 共同住宅の共用部分とは、共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅における住戸以外の住民専用部分が該当します。

3 認定の基準（法第 30 条第 1 項）

性能向上計画認定では、通常の省エネ基準よりも高い水準の誘導基準を満たすことが必要です。

誘導基準として、適用される基準には、以下の 2 つがあります。

- (1) 一次エネルギー消費量基準・・・すべての建築物が対象
- (2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準（外皮の基準）

・・・建築物省エネ法施行後に新築された建築物のみ対象

建築物の対象用途別の誘導基準での適用基準や、省エネ基準に対する認定基準の水準について表 2 に示します。

表 2 性能向上計画認定の適用基準

対象用途	適用基準	省エネ基準に対する認定基準の水準		
		建築物省エネ法施行後に新築された建築物		建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量※1	事務所等、 学校等、工場等	0.6※3	1
		ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7※3	
	外皮：PAL＊	BPI：1		－
住宅	一次エネルギー消費量※1※2	0.8※3		1
	外皮：住戸単位	UA：0.6 η AC：2.8		－

※1 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量(家電・OA 機器等を除く)」/「基準一次エネルギー消費量(家電・OA 機器等を除く)」が表中の値以下になること。

※2 住宅の一次エネルギー消費量基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になることを求めている。

※3 太陽光発電設備を除き、コージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

基準の詳細につきましては、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「認定基準」という。）」等を参照してください。以下の国土交通省ホームページからダウンロードできます。

(HP アドレス：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

その他、以下の基準を満たす必要があります。

- ・計画に記載された事項が基本方針に照らして適切であること。
- ・資金計画が建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

(1) 一次エネルギー消費量に関する基準（すべての建築物が対象）

設計一次エネルギー消費量 ≤ 基準一次エネルギー消費量

① 戸建住宅

設計の仕様で算定した値（設計一次エネルギー消費量*）が、基準の仕様で算定した建築設備（暖冷房、換気、照明、給湯）に係る一次エネルギー消費量に表3の該当数値『住宅：0.8』を乗じた値（基準一次エネルギー消費量）以下であること。

② 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分

設計の仕様で算定した値（設計一次エネルギー消費量*）が、基準の仕様で算定した建築設備（暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機）に係る一次エネルギー消費量に用途に応じた表3の該当数値を乗じた値（基準一次エネルギー消費量）以下であること。

③ 共同住宅等及び複合建築物の住宅部分

各住戸部分の（設計一次エネルギー消費量*）と、共用部分の（設計一次エネルギー消費量*）の合計値が、各住戸部分の基準一次エネルギー消費量と、共用部分の基準一次エネルギー消費量の合計値に表3の該当数値『住宅：0.8』を乗じた値以下であること。

※ただし、基準省令に定める「共用部の計算無し」による評価の場合は、共用部分の一次エネルギー消費量の合算は必要ない。

*設計一次エネルギー消費量は、暖冷房、換気、照明、給湯、昇降機のエネルギー消費量からコージェネレーション設備によるエネルギー削減量を差し引いた値になります。

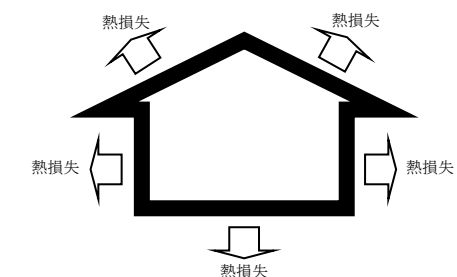
表3 建築物省エネ法に基づく基準の体系（一次エネルギー消費量抜粋）

対象用途	適用基準	省エネ基準に対する認定基準の水準		
		建築物省エネ法施行後に新築された建築物		建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量	事務所等、 学校等、工場等	0.6	1
		ホテル等、病院等、 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7	
住宅		0.8		1

※「一次エネルギー消費量に関する基準」の計算プログラムは国立研究開発法人建築研究所のホームページ (<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>) で公開されています。

(2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
(建築物省エネ法施行後に新築された建築物のみ対象)

①住宅



■ 外壁・屋根・窓などの外皮

- ・ 外皮平均熱貫流率 (UA 値) が基準値 (名古屋市内 0.6 [W/(m²・K)]) 以下となること

$$\text{外皮平均熱貫流率} = \frac{\text{単位温度差当たりの総熱損失量}}{\text{外皮総面積}}$$

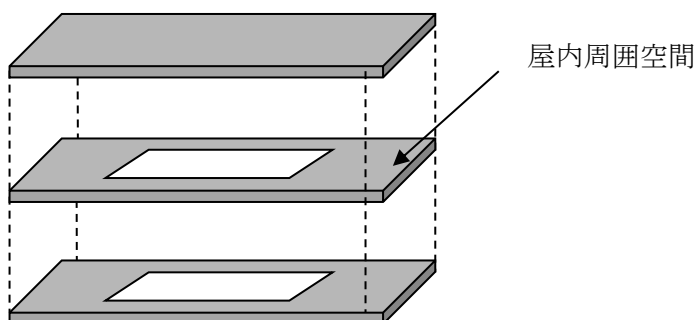
- ・ 冷房期の平均日射熱取得率 (η AC 値) が基準値 (名古屋市内 2.8) 以下となること

$$\text{冷房期の平均日射熱取得率} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

②非住宅

$$\text{PAL}^* = \frac{\text{ペリメーターゾーンの年間熱負荷}}{\text{ペリメーターゾーンの床面積}}$$

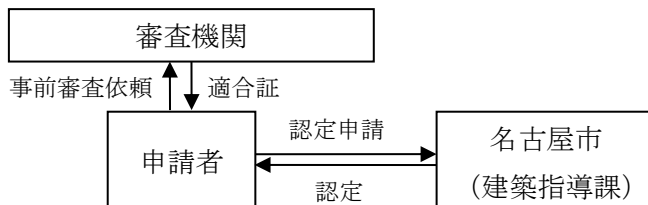
「屋内周囲空間 (ペリメーターゾーン) の年間熱負荷 ÷ 屋内周囲空間の床面積」が用途ごとの基準値以下となること。



※「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」の計算プログラムは国立研究開発法人建築研究所のホームページ (<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>) で公開されています。

4 認定申請手続き

(1) 手続きの流れ



申請者は性能向上計画認定に係る技術的審査をあらかじめ、建築物の用途に応じ下表に定める機関（以下「審査機関」）等に依頼します。

手続きの流れは、P21 をご覧ください。

(2) 審査機関

対象建築物	審査機関
	※ただし、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないもの
住宅	・登録住宅性能評価機関または登録建築物エネルギー消費性能判定機関
非住宅	・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅、非住宅の複合建築物	・登録住宅性能評価機関かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関

※登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関については、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページを確認してください。

(3) 本市の認定審査期間

事前審査後、名古屋市へ認定申請をしてから認定通知まで戸建住宅で7 日程度、戸建住宅以外で14 日程度（祝日及び休日は除く）かかります。

5 認定申請に必要な書類

申請書の様式などは、以下の名古屋市のホームページからダウンロードができます。

「性能向上計画認定について」

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000121569.html>

事前審査終了後、次に説明する図面と書類を添えて正副各一部を、市に提出してください。

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下「規則」)様式第二十七)

(ア) 第一面

申請者の住所(又は主たる事務所の所在地)及び氏名(又は名称・代表者の氏名)を記入し、「申請の対象とする範囲」のうち該当するものにチェックを入れてください。副本は正本のコピーでも構いません。(**2 認定申請について** (1) 認定の単位と「申請の対象とする範囲」参照)

(イ) 第三面

建築しようとする建築物の位置、構造や規模等に関する事項を記入してください。

(ウ) 第五面(住戸の部分に係る場合のみ提出)

共同住宅等では一棟での申請となります。その場合はこの第五面に、住戸番号や専用部分の面積など、各住戸に関する事項について記入してください。

(エ) 第六面

建築に係る資金計画、工事の時期などの事項について記入してください。

(2) 認定申請書に添える書類

ア 規則で定める図書(規則第20条)

申請の種類	必要な図書
非住宅、複合建築物の非住宅のみ	表4、表5
戸建住宅、共同住宅等の住戸の部分、複合建築物の住戸の部分	表4、表6
共同住宅等の建築物全体	表4、表5、表6
複合建築物の建築物全体	
複合建築物の住宅のみ	

表 4 : 全ての建築物

図書の種類		明示すべき事項	備 考
設計内容説明書		建築物のエネルギー消費性能が性能向上計画認定に適合するものであることの説明	
各種図面 ・ 計算書	付近見取図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 建築場所（赤線等で明示） (4) 道路、公共施設その他目標となるもの	・ 縮尺は 1/2500 以上 ・ 区画整理中のものは、 区画整理組合のブロック図を添付
	配置図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 敷地境界線 (4) 敷地内における建築物の位置 (5) 申請に係る建築物と他の建築物との別 (6) 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備（以下、表 4～6 において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置	・ 縮尺は 1/200 程度
	仕様書 （仕 上 げ 表 含 む）	(1) 部材の種別及び寸法 (2) エネルギー消費性能向上設備の種別	
	各階平面図	(1) 縮 尺 (2) 方 位 (3) 間取り、各室の名称、用途及び寸法、天井の高さ (4) 壁の位置及び種類 (5) 開口部の位置及び構造 (6) エネルギー消費性能向上設備の位置	・ 縮尺は 1/200 程度
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・ 縮尺は 1/200 程度
	用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床面積の一覧	・ 住戸部分、共同住宅の 共用部分、非住宅の部分、延べ面積、容積不算入対象面積が分かるようにしてください。

	立面図	(1) 縮尺 (2) 外壁及び開口部の位置 (3) エネルギー消費性能向上設備の位置	・縮尺は 1/200 程度
	断面図又は矩計図	(1) 縮 尺 (2) 建築物の高さ (3) 外壁及び屋根の構造 (4) 軒の高さ、軒及びひさしの出 (5) 小屋裏の構造 (6) 各階の天井の高さ及び構造 (7) 床の高さ及び構造 (8) 床下及び基礎の構造	・縮尺は 1/200 程度
	各部詳細図	(1) 縮 尺 (2) 外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	・縮尺は 1/50 程度
	各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	・一次エネルギー消費量計算書（Web プログラムによる場合は出力した計算結果）等。

表 5：住戸以外の部分（共同住宅の共用部分、非住宅）

図書の種類		明示すべき事項	備 考
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数	
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数	
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数	
	給湯設備	(1) 給湯器の種別、仕様及び数 (2) 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数 (3) 節湯器具の種別及び数	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数	
仕様書	昇降機	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	
系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連結先	

	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先	
	給湯設備	給湯設備の位置及び連結先	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先	
各階平面図	空気調和設備	(1) 縮 尺 (2) 空気調和設備の有効範囲 (3) 熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	
	空気調和設備以外の機械換気設備	(1) 縮 尺 (2) 給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	
	照明設備	(1) 縮 尺 (2) 照明設備の位置	
	給湯設備	(1) 縮 尺 (2) 給湯設備の位置 (3) 配管に講じた保温のための措置 (4) 節湯器具の位置	
	昇降機	(1) 縮尺 (2) 位置	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	(1) 縮尺 (2) 位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の制御方法	

表 6 : 住戸の部分

図書の種類	明示すべき事項	備考
-------	---------	----

機器表	空調設備	空調設備の種別、位置、仕様、数および制御方法	
	空調設備以外の機械換気設備	空調設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	給湯設備	(1) 給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (2) 太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法 (3) 節湯器具の種別、位置及び数	
	空調設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	空調設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

＊表の図書の種類欄に掲げる図書に明示すべき事項を、全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しません。

イ 制度要綱により、市長が必要と認める図書

図書の種類	備 考
技術的審査の適合証	・認定申請の正本に適合証の写しを、副本には適合証の原本を添付してください。
設計住宅性能評価書の写し	・適合証の代わりに設計住宅性能評価書で申請する場合に必要です。
BELS 評価書の写し	・適合証の代わりに BELS 評価書で申請する場合に必要です。
建築物省エネ法に関する認定申請内容確認票	・受付時に申請内容を確認するために書いていただいている書類です。 ・名古屋市推奨様式を使用し、正本のみに添付してください。
委任状	・認定申請・副本の受領等に関して申請者が設計者等代理人に委任する場合に必要です。 ・申請者及び代理人氏名の記入、委任する内容の記入

(3) 添付図書の綴じ方

認定申請書に添える書類図面等には、名称を付し、下記のと通りの順番に添付書類を A4 版に折り、左綴じとしてください。

- ①認定申請書（規則様式第二十七）
- ②建築物省エネ法に関する認定申請内容確認票（正本のみ）
- ③委任状
- ④適合証等（適合証又は設計住宅性能評価書の写し）
- ⑤その他の添付図書

6 認定申請手数料

認定申請時に、下表に掲げる手数料（現金）を名古屋市指定金融機関、または市会計管理者等へ納めてください。納付書は、受付時にお渡しします。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料
（名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10及び11、13）

建築物エネルギー消費性能向上及び低炭素建築物新築等の計画認定申請手数料													R7.4～
区分		申 請				変 更				軽微変更			
		審査機関の 技術的審査を 経る場合		審査機関の技術的審査を 経ない場合		審査機関の 技術的審査を 経る場合		審査機関の技術的審査を 経ない場合		審査機関の 技術的審査を 経る場合		審査機関の技術的審査を 経ない場合	
				誘導仕様基準	仕様・計算併用 左記以外			誘導仕様基準	仕様・計算併用 左記以外			誘導仕様基準	仕様・計算併用 左記以外
住宅	1戸建ての住宅	5,200円	19,100円	27,000円	37,100円	3,200円	10,100円	14,100円	19,200円	1,600円	5,000円	7,000円	9,600円
	1戸	5,200円	19,100円	27,000円	37,100円	3,200円	10,100円	14,100円	19,200円	1,600円	5,000円	7,000円	9,600円
	2戸～5戸	10,300円	35,900円	53,900円	74,900円	6,200円	19,000円	27,900円	38,500円	3,100円	9,500円	13,900円	19,200円
	6戸～10戸	17,500円	51,900円	75,800円	105,400円	10,500円	27,700円	39,600円	54,500円	5,200円	13,800円	19,800円	27,200円
	11戸～25戸	29,100円	74,600円	108,300円	148,300円	17,500円	40,200円	57,000円	77,100円	8,700円	20,100円	28,500円	38,500円
	26戸～50戸	48,800円	112,600円	157,900円	213,000円	29,300円	61,300円	83,800円	111,400円	14,600円	30,600円	41,900円	55,700円
	51戸～100戸	87,300円	170,300円	230,700円	305,200円	52,400円	93,900円	123,900円	161,300円	26,200円	46,900円	61,900円	80,600円
	101戸～300戸	138,100円	242,600円	318,500円	413,500円	82,900円	135,200円	172,700円	220,600円	41,400円	67,600円	86,300円	110,300円
	201戸～300戸	174,400円	313,400円	415,400円	542,100円	104,700円	174,200円	224,700円	288,500円	52,300円	87,100円	112,300円	144,200円
	301戸～	186,100円	356,500円	481,900円	636,500円	111,700円	197,000円	259,100円	336,900円	55,800円	98,500円	129,500円	168,400円
共用部分	300㎡以内		10,300円		118,500円		6,200円		60,300円		3,100円		30,100円
	1,000㎡以内		17,900円		149,700円		10,700円		76,600円		5,300円		38,300円
	2,000㎡以内		29,100円		195,500円		17,500円		100,700円		8,700円		50,300円
	5,000㎡以内		87,300円		304,500円		52,400円		161,000円		26,200円		80,500円
	10,000㎡以内		138,100円		390,900円		82,900円		209,300円		41,400円		104,600円
	25,000㎡以内		174,400円		467,200円		104,700円		251,100円		52,300円		125,500円
	25,000㎡超		218,000円		544,200円		130,800円		293,900円		65,400円		146,900円
区分		申 請				変 更				軽微変更			
		審査機関の 技術的審査を 経る場合		審査機関の技術的審査を 経ない場合		審査機関の 技術的審査を 経る場合		審査機関の技術的審査を 経ない場合		審査機関の 技術的審査を 経る場合		審査機関の技術的審査を 経ない場合	
				工場等	左記以外			工場等	左記以外			工場等	左記以外
非住宅	300㎡以内	10,300円	47,500円	95,000円	248,400円	6,200円	24,300円	48,600円	125,200円	3,100円	12,100円	24,300円	62,600円
	1,000㎡以内	17,900円	60,500円	121,000円	311,200円	10,700円	31,100円	62,300円	157,400円	5,300円	15,500円	31,100円	78,700円
	2,000㎡以内	29,100円	79,600円	159,300円	401,800円	17,500円	41,300円	82,600円	203,800円	8,700円	20,600円	41,300円	101,900円
	5,000㎡以内	87,300円	128,900円	257,900円	573,400円	52,400円	68,800円	137,700円	295,500円	26,200円	34,400円	68,800円	147,700円
	10,000㎡以内	138,100円	168,400円	336,800円	706,300円	82,900円	91,100円	182,300円	367,100円	41,400円	45,500円	91,100円	183,500円
	25,000㎡以内	174,400円	202,300円	404,700円	834,900円	104,700円	109,900円	219,900円	435,000円	52,300円	54,900円	109,900円	217,500円
	25,000㎡超	218,000円	237,400円	474,800円	952,400円	130,800円	129,600円	259,300円	498,200円	65,400円	64,800円	129,600円	249,100円
* 面積は建築基準法施行令第2条に規定する床面積で算定します。													
* 建築物全体を申請する場合は、住戸の数（総戸数）による額と共用部分と非住宅の部分の対象となる額を合算します。													

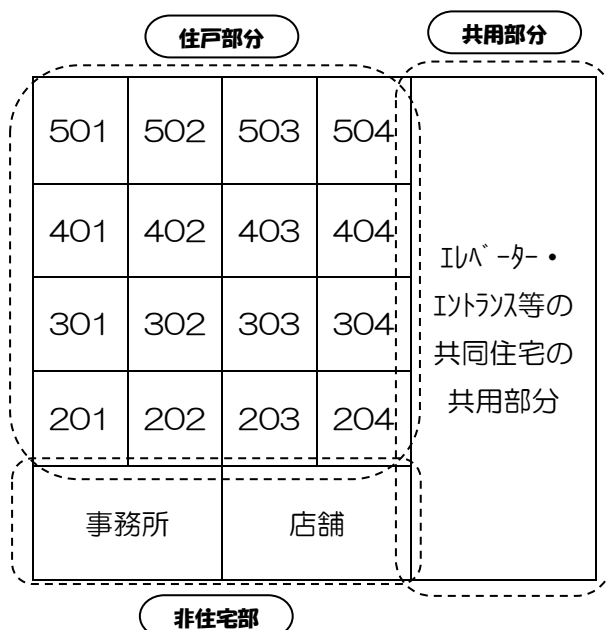
（＊）建築物全体を申請する場合は、住戸の数（総戸数）による額と共用部分と非住宅の部分の対象となる額を合算してください。

建築確認を併せて申請する場合は、建築確認の申請手数料が別途必要です。

<性能向上計画認定の手数料の算定方法例>

申請者が審査機関の事前審査を経て、行政庁へ認定申請する場合

- ・戸建住宅を申請 5,200 円
- ・共同住宅の住戸 10 戸＋共用部分 300 m²を申請
17,500 円＋10,300 円＝27,800 円
※基準省令(共用部の計算無し)の評価の場合は、上記式内 10,300 円は不要。
- ・共同住宅の住戸 10 戸＋共用部分 300 m²＋非住宅 300 m²を申請
(建築物全体の認定)
17,500 円＋10,300 円＋10,300 円＝38,100 円
※基準省令(共用部の計算無し)の評価の場合は、上記式内 10,300 円は不要。
- ・300 m²以内の非住宅建築物を申請 10,300 円



* 建築物全体の認定を受ける場合、住宅を含む建築物の場合は、住戸の数(総戸数)、共同住宅の共用部分(評価した場合)、非住宅の部分それぞれの該当する欄の額を合計してください。住宅を含まない建築物は床面積の合計を非住宅の欄にあてはめた額となります。

* 共同住宅の共用部分及び非住宅部分は床面積で手数料を判断しますので根拠資料を添付してください。

* 共同住宅の共用部分とは、共用廊下、ロビー、管理人室、集会室、屋外廊下、屋内駐車場、機械室、電気室、廃棄物保管場所等の共同住宅における住戸以外の住民専用部分が該当します。

性能向上計画認定の記入例

戸建住宅記入例

名古屋市		納付済通知書		00850
年度	加入者	名古屋市	3-960406	
納付者(申請者)※				
住所 ○○県○○市○○—○				
フリガナ	ジュウタク	タロウ	様納	
氏名	住宅 太郎			
DC	電入	年度	科目コード	
5202		05523		
納付金コード 081195000 納定年月日				
会計	一般会計			
科目	建築物省エネ法に関する申請手数料			
金額	¥5200			
※ただし、建築物省エネ法 第29条 第1項 計画 認定				
適合証等の添付※ 有 無				
住宅	※一戸建 ①住戸の数 (戸) ②共同住宅の共用部分 (m ²) ③非住宅の部分 (m ²)			
非住宅	※床面積 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注X①から③のうち申請の対象となる部分を記入してください。				
上記のとおり通知します。				
指定金融	(取りまとめ店) 三豊銀行 名古屋支店			
機関名	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
主管コード	110123	住宅都市局建築指導部		00
(名古屋市保管) H 28. 3				

建築物全体(複合建築物)記入例

名古屋市		納付済通知書		00850
年度	加入者	名古屋市	3-960406	
納付者(申請者)※				
住所 ○○県○○市○○—○				
フリガナ	ジュウタク	タロウ	様納	
氏名	代表取締役 住宅 太郎			
DC	電入	年度	科目コード	
5202		05523		
納付金コード 081195000 納定年月日				
会計	一般会計			
科目	建築物省エネ法に関する申請手数料			
金額	¥38100			
※ただし、建築物省エネ法 第29条 第1項 計画 認定				
適合証等の添付※ 有 無				
住宅	※一戸建 ①住戸の数 (10 戸) ②共同住宅の共用部分 (300 m ²) ③非住宅の部分 (300 m ²)			
非住宅	※床面積 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注X①から③のうち申請の対象となる部分を記入してください。				
上記のとおり通知します。				
指定金融	(取りまとめ店) 三豊銀行 名古屋支店			
機関名	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
取りまとめ店	名古屋貯金事務センター (〒469-8794)			
主管コード	110123	住宅都市局建築指導部		00
(名古屋市保管) H 28. 3				

共同住宅等記入例

会計	一般会計			
科目	建築物省エネ法に関する申請手数料			
金額	¥27800			
※ただし、建築物省エネ法 第29条 第1項 計画 認定				
適合証等の添付※ 有 無				
住宅	※一戸建 ①住戸の数 (10 戸) ②共同住宅の共用部分 (300 m ²) ③非住宅の部分 (m ²)			
非住宅	※床面積 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注X①から③のうち申請の対象となる部分を記入してください。				

非住宅記入例

会計	一般会計			
科目	建築物省エネ法に関する申請手数料			
金額	¥10300			
※ただし、建築物省エネ法 第29条 第1項 計画 認定				
適合証等の添付※ 有 無				
住宅	※一戸建 ①住戸の数 (戸) ②共同住宅の共用部分 (m ²) ③非住宅の部分 (m ²)			
非住宅	※床面積 300 m ²			
確認申請	※ 有 無			
注X①から③のうち申請の対象となる部分を記入してください。				

納付できるのは申請者(建築主)のみです。納付書に記入する納付者の氏名・住所は申請者(建築主)のものを記入してください。

7 認定前取り下げ

性能向上計画認定、性能向上計画変更認定、規則第 28 条の規定による軽微変更該当証明書の交付の各申請後、当該認定又は交付を受ける前に申請を取り下げるときは、「取下届（要綱第 3 号様式）（正副各 1 部）」に必要事項を記入し、市に提出しなければなりません。副本は正本のコピーでも構いません。

8 認定後取り止め

性能向上計画認定の認定通知書の交付を受けた後、工事を中止するときには、「取止届（要綱第 6 号様式）（正副各 1 部）」に必要事項を記入し、市に提出しなければなりません。副本は正本のコピーでも構いません。

9 軽微な変更

次に掲げる軽微な変更該当するときには、「記載事項変更届（要綱第 7 号様式）（正副各 1 部）」に必要な事項を記入し、市に提出することができます。副本は正本のコピーでも構いません。

また、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更等、当初認定された添付図書に変更が生じる場合は、当初認定された添付図書の内、変更に係る図書を添えて市に提出しなければなりません。審査機関の事前審査を経る場合、添付図書は審査機関の検印があるので、副本の分は正本のコピーで可とします。

副本は内容確認の後、即日返却いたします。軽微な変更（規則第 26 条）

- ①性能向上計画認定に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の 6 ヶ月以内の変更
- ②変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

10 軽微な変更(軽微変更該当証明申請書)

次に掲げる軽微な変更該当し規則第 28 条の規定による証明書の交付を受けようとする場合は、「軽微変更該当証明申請書（要綱第 8 号様式）（正副各 1 部）」に必要な事項を記入し、市に提出することができます。副本は正本のコピーでも構いません。

また、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更等、当初認定された添付図書に変更が生じる場合は、当初認定された添付図書の内、変更に係る図書を添えて市に提出しなければなりません。審査機関の事前審査を経る場合、添付図書は審査機関の検印があるので、副本の分は正本のコピーで可とします。

軽微変更該当証明申請には、「**6 認定申請手数料**」に記載の軽微変更該当証明申請の手数料が必要となります。

（注）審査機関の事前審査を経る場合は、軽微変更該当することを証明する図書（審査機関との打ち合わせ記録等）も添付してください。

軽微な変更（規則第 26 条）

- ①性能向上計画認定に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の 6 ヶ月以内の変更
- ②変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が、認定の基準に明らかに適合するもの

11 変更認定申請

認定通知の交付後、「**9 軽微な変更**」に当たらない変更をしようとするときは、「変更認定申請書（規則様式第二十九）（正副各 1 部）」に、次の(1)と(2)の図面と書類を添えて、市に提出しなければなりません。副本は正本のコピーでも構いません。なお、適合証が無効になるなどの大幅な変更の場合には、取止届を提出し、申請を出しなおしてください。

変更認定申請には、「**6 認定申請手数料**」に記載の変更認定申請の手数料が必要となります。

(1) 変更認定申請書（規則様式第二十九）

申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、認定通知書の認定番号及び認定年月日、建築物の位置、変更の概要を記入してください。

(2) 添付図書

審査機関で技術的審査を受けた添付図書を変更しようとする場合は、変更後の図書に審査機関の検印を受けたものを添付してください。

また、変更認定申請及び変更認定通知書の受領等に関して申請者が代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

12 完了の報告

認定を受けた建築物の工事が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の「完了報告書（要綱第 10 号様式）（1 部）」に必要事項を記入し、市に提出しなければなりません。なお完了した旨の報告書には、申請者及び申請建物が認定建築物エネルギー消費性能向上計画どおりに建築されたことを確認した建築士の記名が必要です。なお、報告書と併せて建築物の建築確認申請の「検査済証」の写しを添付してください。

13 増改築、設備改修

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修についても、認定を受けることはできます。

14 複数の住宅・建築物による認定

エネルギーの消費性能の一層の向上に資するコージェネレーションシステム等の自他供給型熱源機器等により複数の建築物にエネルギーを供給している場合、エネルギーの供給先のすべての建築物を含めて認定できる制度です。当制度の活用を検討される場合は、事前にご相談ください。

15 容積率不算入

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 35 条、施行令第 7 条、国土交通省告示第 272 号)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、基準に適合させるため通常の建築物の床面積を超える場合の、以下の施設・設備を設ける部分の床面積の合計は、容積率算定の延べ面積には、延べ面積の 10 分の 1 を限度として算入されません。

容積率不算入の適用をお考えの場合は、事前に建築指導課建築物環境指導担当までご相談ください。

- ① 太陽熱集熱設備、太陽光発電設備等
- ② 燃料電池設備
- ③ コージェネレーション設備
- ④ 地域熱供給設備
- ⑤ 蓄熱設備
- ⑥ 蓄電池（床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）
- ⑦ 全熱交換器

16 認定と建築確認の前後関係について

容積率不算入を活用する場合は、原則として、認定を受けてから建築確認を申請してください。

①民間の指定確認検査機関に建築確認を申請する場合

認定以前に確認申請を受け付けるかどうかは各指定確認審査機関にお問い合わせください。

②名古屋市に建築確認を申請する場合

原則として、建築確認を申請する前に性能向上計画認定を受けてください。なお、建築確認と性能向上計画認定を併せて名古屋市に申請することもできます。

17 改善命令

市長は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画通りに建築を行っていない認定建築主に対して、改善措置をとることを命令することができます。命令に違反したときは、認定を取り消すこともあります。

* 類似制度の虚偽申請事例について 参考ホームページ 国土交通省
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000064.html)

18 窓口での受付について

・申請書の提出

受付に来ていただいてから、書類をチェックした後、手数料納付書をお渡ししますので、納付をお願いします。銀行で納付後、納付済証明書を提出していただいて、受付完了となります。認定がおりましたら、ご連絡いたします。

II 参考資料

性能向上計画認定の手続きの流れ

